

# 塩尻市の文化財について

# 文化財とは

## 文化財保護法 第二条

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「**有形文化財**」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「**無形文化財**」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「**民俗文化財**」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「**記念物**」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「**文化的景観**」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「**伝統的建造物群**」という。）

# 塩尻市の指定文化財等

令和5年5月現在

	種別等		国	国	県	市	国	県	合計
			指定	選定	指定	指定	登録	選択	
有形文化財	建造物		7	—	2	8	19	—	36
	美術工芸品	絵画、彫刻	0	—	2	1	0	—	3
		書跡、典籍、古文書	0	—	0	8	0	—	8
		工芸品	0	—	0	7	0	—	7
		考古資料	0	—	4	5	0	—	9
無形文化財			0	—	0	0	0	—	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	—	0	0	0	—	1
	無形の民俗文化財		0	—	0	6	0	1	7
記念物	遺跡		1	—	1	11	0	—	13
	名勝地		0	—	0	1	0	—	1
	動物、植物、地質鉱物		0	—	2	11	0	—	13
文化的景観			—	0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			—	2	—	—	—	—	2
文化財の保存技術			—	0	—	—	—	0	0
合計			9	2	11	58	19	1	100

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



堀内家住宅(重要文化財・塩尻東)



小野家住宅(重要文化財・塩尻東)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



嶋崎家住宅(重要文化財・片丘)



小松家住宅(重要文化財・片丘)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



深澤家住宅(重要文化財・贄川)



手塚家住宅(重要文化財・奈良井)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



旧中村家住宅(重要文化財・奈良井)



小野神社四棟(長野県宝・北小野)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



麻衣迺神社本殿(市有形文化財・贄川)



永福寺観音堂(市有形文化財・塩尻東)



# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物) 国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



秋山家・田中家・小林家住宅(国登録有形文化財・宗賀)



島木赤彦寓居(牛屋)(国登録有形文化財・広丘)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(建造物)

国指定7 国登録19 県指定2 市指定8



南内田公民館(国登録有形文化財・片丘)



丸山漆器店大谷石蔵(国登録有形文化財・奈良井)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



銅像千手観音坐像御正体残闕(長野県宝・北小野)



真正寺の木造大日如来坐像(長野県宝・洗馬)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



緑釉水瓶(長野県宝・宗賀)



柴宮銅鐸(長野県宝・大門)



菖蒲沢瓦塔(長野県宝・片丘)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



無量寺の半鐘(市有形文化財・片丘)



小野神社の梵鐘(市有形文化財・北小野)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



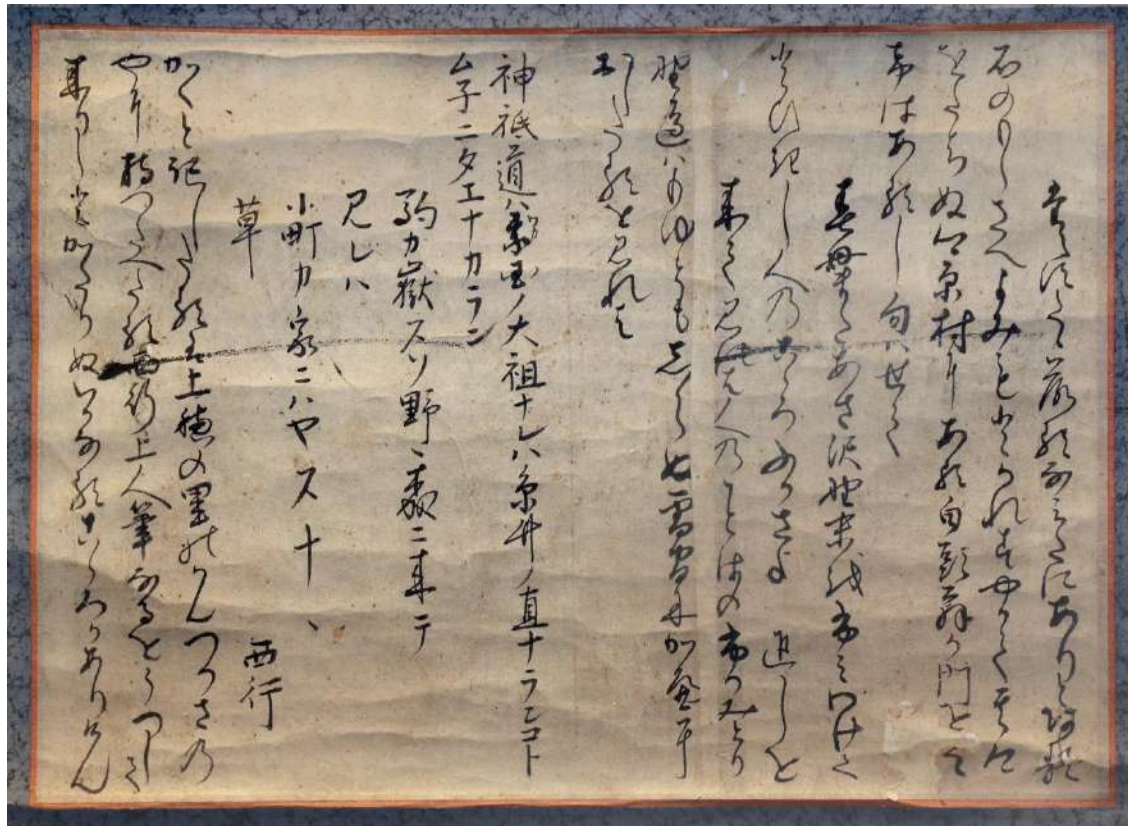
東漸寺の奥田信斎作品(市有形文化財・洗馬)



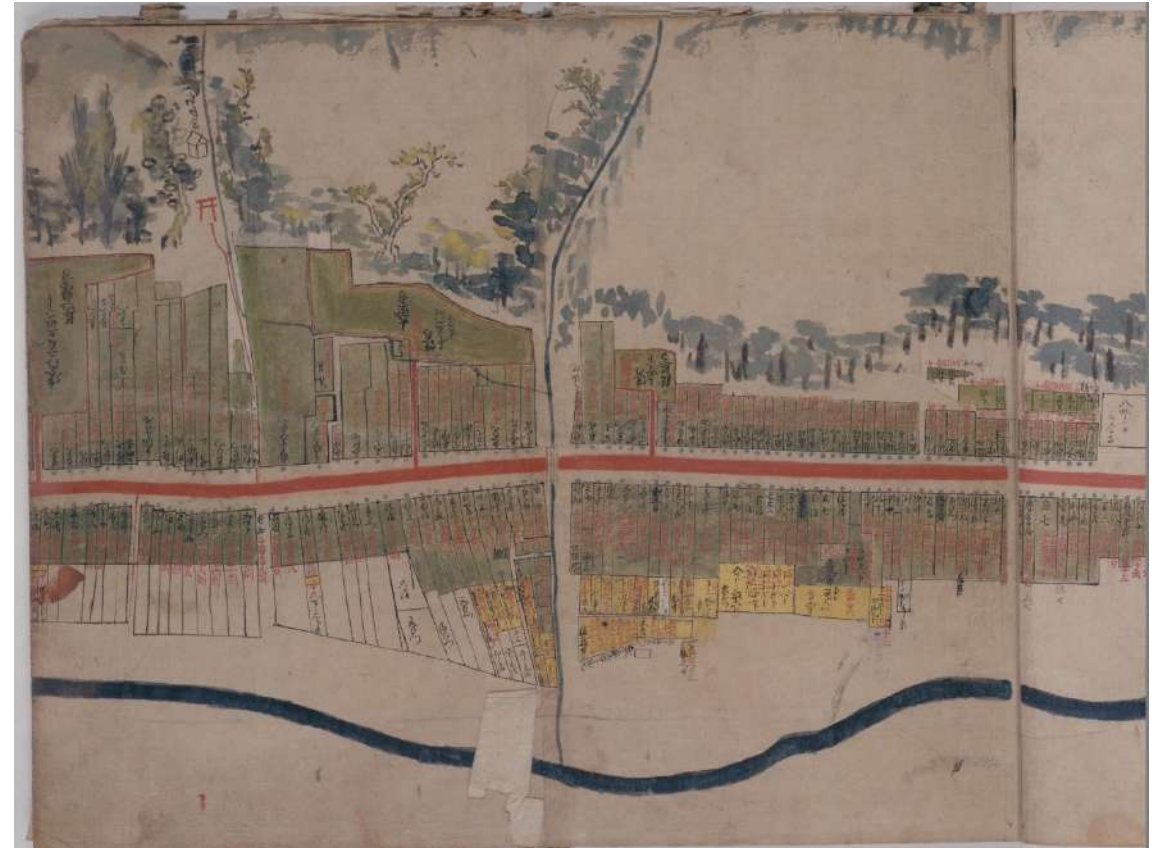
木曾堆朱塗座卓(市有形文化財・木曾平沢)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



菅江真澄直筆史料(市有形文化財・洗馬)



紙本著色奈良井村絵図(市有形文化財・奈良井)

# 塩尻市の指定文化財等

有形文化財(美術工芸品) 県指定6 市指定21



和手遺跡出土の火熨斗(市有形文化財・高出)



焼町遺跡出土の焼町土器(市有形文化財・塩尻東)



# 塩尻市の指定文化財等

民俗文化財(有形・無形) 国指定有形1 県選択無形1 市指定無形6



木曾塗の製作用具及び製品(重要有形民俗文化財・木曾平沢)



木曾の朴葉巻(県選択無形民俗文化財・檜川地区)

# 塩尻市の指定文化財等

民俗文化財(有形・無形) 国指定有形1 県選択無形1 市指定無形6



小野神社御柱祭り(市無形民俗文化財・北小野)



鎮神社祭礼(市無形民俗文化財・奈良井)

# 塩尻市の指定文化財等

民俗文化財(有形・無形) 国指定有形1 県選択無形1 市指定無形6



床尾神社御神楽(市無形民俗文化財・宗賀)



小野神社のねんじり棒祭り(市無形民俗文化財・北小野)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)

国指定1

県指定3

市指定23



平出遺跡(史跡・宗賀)



釜井庵(県史跡・洗馬)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物) 国指定1 県指定3 市指定23



東山一里塚(市史跡・塩尻東)



平出一里塚(市史跡・宗賀)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)

国指定1 県指定3 市指定23



平出の泉とその周辺(市史跡・宗賀)



高札場(市史跡・洗馬)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)

国指定1

県指定3

市指定23



郷原宿の区画割と古井戸(市史跡・広丘)



長興寺庭園(市名勝・洗馬)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物) 国指定1 県指定3 市指定23



矢彦・小野神社社叢(県天然記念物・北小野)



贄川のトチ(県天然記念物・贄川)



# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)

国指定1

県指定3

市指定23



釜の沢マルバノキ自生地(市天然記念物・宗賀)



相吉のシダレクリ自生地(市天然記念物・北小野)

# 塩尻市の指定文化財等

記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物) 国指定1 県指定3 市指定23



東漸寺のシダレザクラ(市天然記念物・洗馬)



諏訪神社社叢(市天然記念物・木曾平沢)

# 塩尻市の指定文化財等

伝統的建造物群 国選定2



塩尻市奈良井(重要伝統的建造物群保存地区)

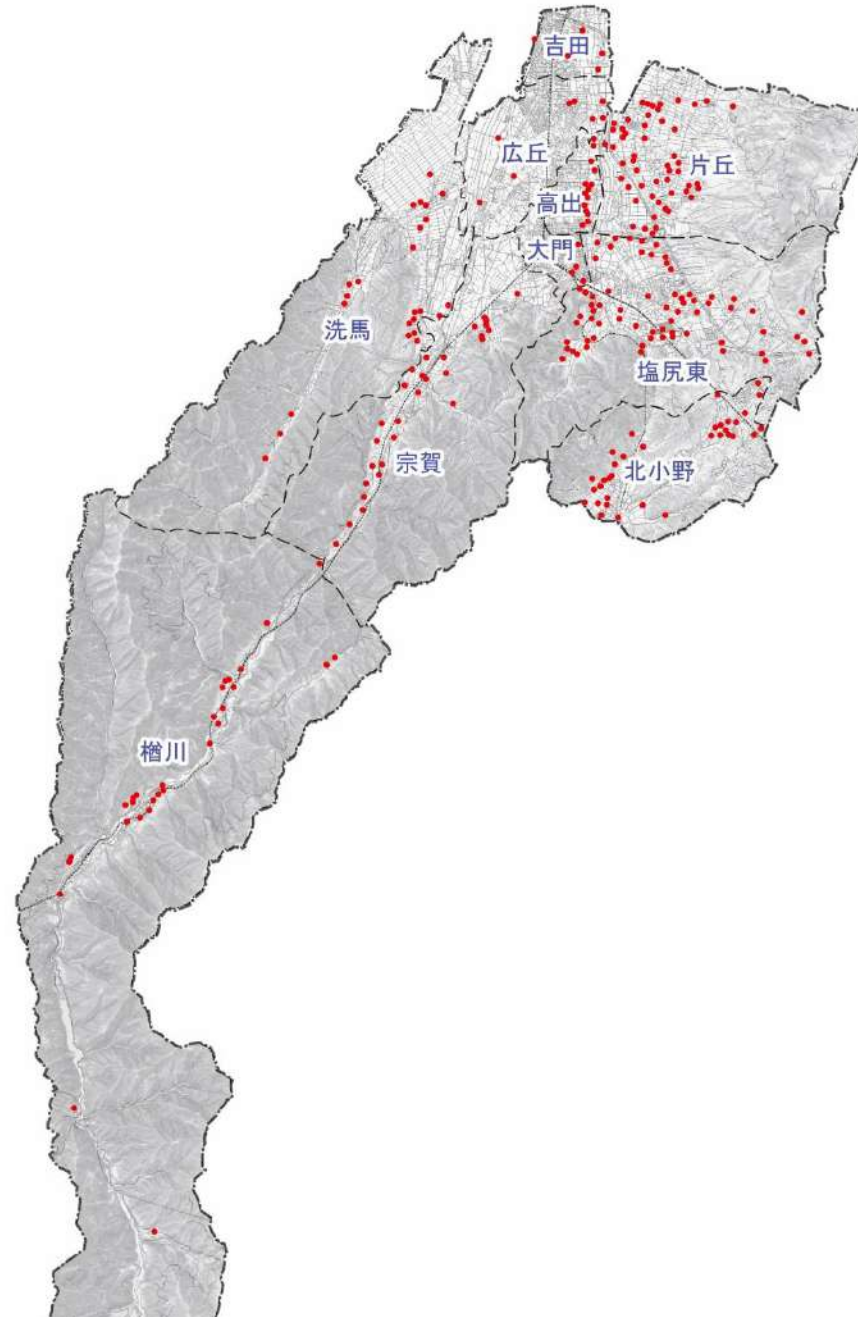


塩尻市木曾平沢(重要伝統的建造物群保存地区)

# 未指定文化財

## 埋蔵文化財

	塩尻東	
旧石器	4	
縄文	60	
弥生	21	
古墳	23	
奈良	—	
平安	28	
中世	15	
近世	5	
不明	—	
合計	156	



洗馬	檜川	合計
1	—	13
20	14	223
1	1	60
1	—	43
—	—	4
8	6	136
5	—	64
1	—	8
—	14	15
37	35	566

# 塩尻市の未指定文化財・歴史資源等

## 日本遺産

日本遺産（Japan Heritage）は、地域に根差した歴史的魅力や特色を通じて、**日本の文化・伝統を語るストーリー**を「日本遺産」として文化庁が認定するもの。

地域の魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を整備・活用し、総合的なストーリーとして国内外に発信、活性化を図ることを目的。

平成28（2016）年、木曽地域（南木曽町・大桑村・上松町・木曽町・木祖村・王滝村・塩尻市・中津川市（令和2年度に追加））の「**木曽路はすべて山の中 ～山を守り 山に生きる～**」が認定。

日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、**地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的。**

令和5年現在、全国各地の104のストーリーが認定

# 未指定文化財・歴史資源等

建造物(社寺建築、駅舎、ワイナリー等)

石造物(道祖神・文学碑・庚申塔・馬頭観音等)

美術工芸品(市内の旧家に残る古文書等)

無形文化財(木曾漆器の伝統工芸技術、ワインの醸造技術等)

民俗文化財(博物館収蔵の農業・漁業・林業等に関する民俗資料、地域のお祭り)

記念物(城跡・砦跡、街道に関する文化遺産、貴重な動植物や自然等)

伝承・民話、方言

短歌やワイン産業に関する歴史文化資源 etc.

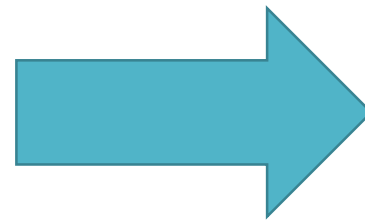
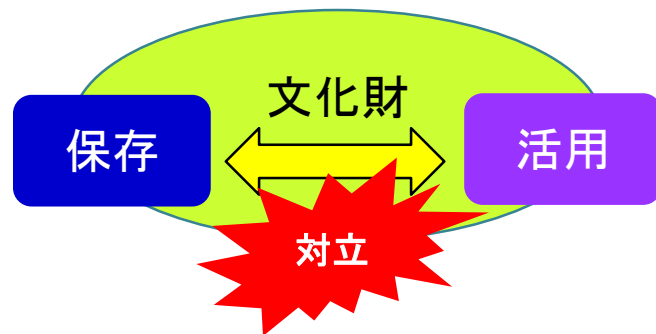
# 文化財を守り・伝える

文化財を守り・伝えるために必要なこと

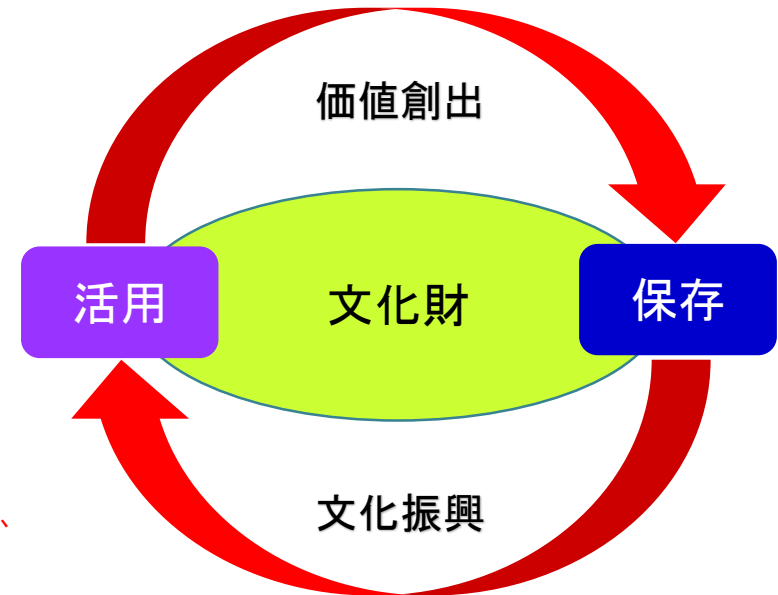
## ①保存重視から保存・活用へ

### 文化財保護法第一条

この法律は、文化財を**保存**し、且つ、その**活用**を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。



保存と活用は互いに効果を及ぼしあいながら、  
文化財の継承につなげるべきもの  
→ 二項対立ではない



保存と活用の循環の中で価値を創り出す視点

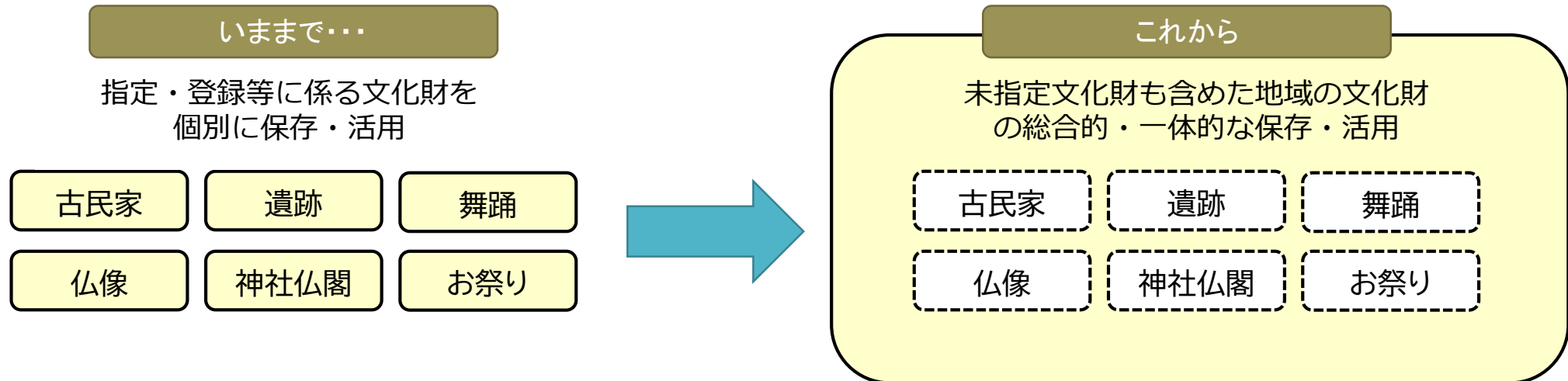
# 文化財を守り・伝える

文化財を守り・伝えるために必要なこと

## ②文化財を広い視点で捉える

文化財を個別の“点”として捉えるのではなく、地域一帯で“面”として捉え、域内のあらゆる文化財を連携させて活用

→同じ地域にある文化財は、それぞれが密接に関連している。これらの文化財を連携させて保存・活用することで、地域そのものが持つ文化や歴史が浮き彫りとなり、地域文化を鮮明に理解できる。





# 文化財を守り・伝える

文化財を守り・伝えるために必要なこと

## ③多様な推進体制による保存活用

人口減少・少子高齢化、生活様式の多様化

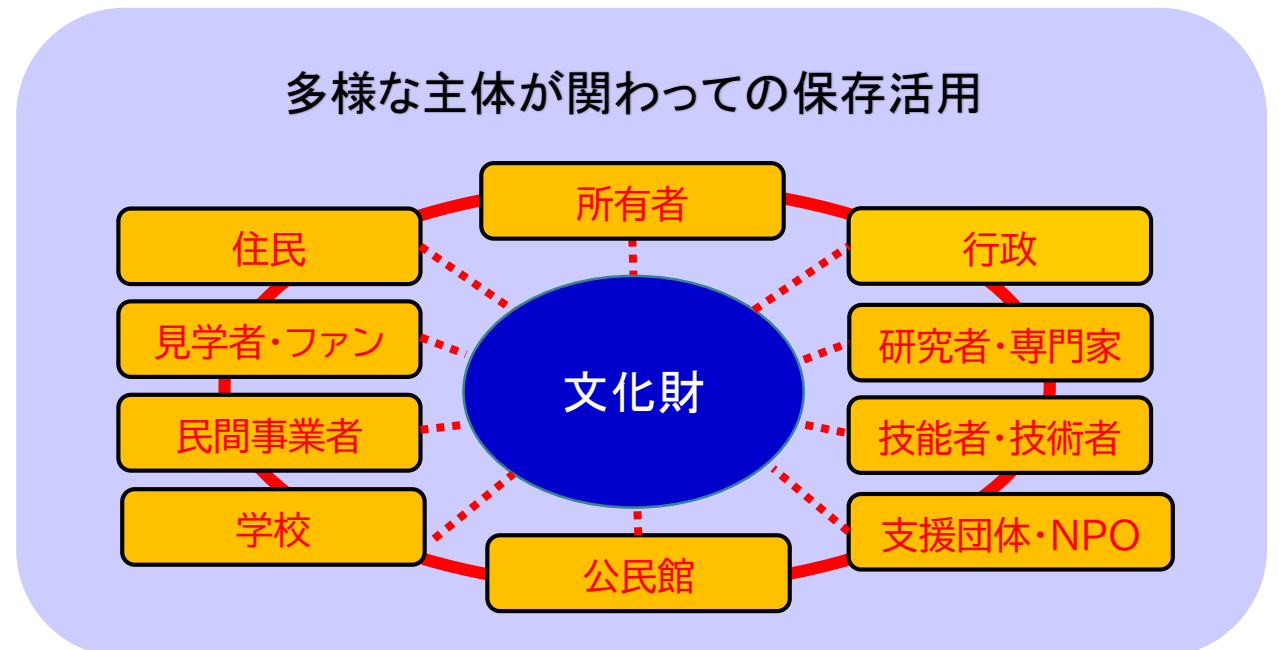
- ・文化財所有者、関係者等の高齢化により適切な維持管理が困難（建造物）
- ・文化財の担い手不足（地域の祭り、伝統工芸の職人、建造物修理の技術者等）

文化財の持つ価値魅力の認知度不足

- ・文化財の毀損、散逸



所有者だけに依らない多様な  
主体による保存活用



# 文化財保存活用地域計画

## 文化財保存活用地域計画とは

市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法廷計画。総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示す**マスタープラン**と短期に実施する具体的な事業を記載する**アクションプラン**の両方の役割を担う。

地域の歴史や文化にまつわる多様な文化財を俯瞰し、**総合的・一体的に保存・活用**することによって、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげていく。

また、計画を作成・実施することにより、**住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局**などが**地域総がかり**で文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていく。

令和5年5月現在、全国96市町村が作成・認定済

# 文化財保存活用地域計画

## 文化財保存活用地域計画とは

### 【計画の背景と目的】

本市には、街道や宿場にまつわる文化財や重要文化財民家などの建造物、木曾漆器などの伝統工芸、短歌のふるさととしての文化、各地域で伝わる伝統的な祭り、地場産品のワインなど、全国に誇ることのできる歴史文化などが存在しています。これらは市民の手によって大切に守り育まれ、継承されてきました。一方で、人口減少と少子高齢化は加速しており、市民の価値観も多様化する中、文化財の維持・継承に係る課題は大きくなっています。

以上を踏まえ、市民、地域、行政などの多様な主体のもと、**市の文化財を後世まで確実に継承するために、文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定めること**を目的として塩尻市文化財保存活用地域計画（以下、本計画）を作成します。

### 【計画期間】

令和5～14年度（10年間）

### 【計画の効果】

- 文化財保護におけるビジョンの共有
- 文化財に関する国庫補助事業の優先採択や補助率の加算等
- 保存活用による地域文化の醸成、地域づくりの促進
- 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政経営
- 文化財の掘り起こし、新たな価値の創出

## ▲ 歴史文化の特徴

### ○ 歴史文化とは…

地域固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総合的に把握した概念のこと。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

### ◇ 歴史文化の基盤

山や川などが生み出す自然環境や気候、地形、地質などの自然的諸条件は、本市の歴史文化の特徴を生み出すベースとして、独特の歴史文化の形成に多く影響しています。

### ◆ 歴史文化の特徴① 交通がもたらした歴史文化

#### (1) 塩尻の地へ「はいる・うけいれた」ことにより生まれた歴史文化

本市では、縄文時代の遺跡から他地域の形式の特徴をもつ土器や黒曜石が見つかるなど、古くから遠方との交流や交易があったことを示しています。

#### (2) 塩尻の地に「とどまる・うまれた」ことにより醸成された歴史文化

豊かな緑や水に恵まれた塩尻に定住した人々は、長い年月をかけ大規模集落を形成し、工夫を凝らし暮らしを豊かにした。豊かな自然環境や交通に優れた立地特性を背景に、塩尻の地に持ち込まれた知識や技術は、農業、林業、手工業（漆器、窯業）、鉱業といった様々な形で成長し、次の世代に受け継がれている。

#### (3) 塩尻の地から「でた・ひろまった」ことにより発展した歴史文化

本市は、日本の中央に位置しており、多方面に物資を運びやすい立地特性をもっていたため、近世には、地域の特性を生かした漆器や曲物、ワインに代表される特産品が、遠方へ運ばれ、付加価値をつけて販売された。特に木曾漆器やワインは、全国に名前が知れ渡り、現在では世界にまで届けられている。

### ◆ 歴史文化の特徴② 6つの地域ごとの歴史文化

本市は、その地理的特性から水系の上流域に位置することから、山や川等、地形的な要因によって地域にそれぞれの特徴が生まれました。さらに、そのような中で街道を基盤とした他地域との交流や、近世以降の所領の変遷に起因し、地域によって異なった多様性のある歴史文化が育まれました。これらの地域は、市内の主要な河川の流域等とおおむね一致するため、地形や気候等の自然的諸条件、交通による他地域とのつながりなどを背景に、独自に発展していった歴史的特徴や文化圏を基に6つの地域を設定し、その特徴について整理することで、市域における地域社会の多様性について捉えました。

#### (1) 急峻な渓谷と豊かな森林が育んだ歴史文化

～奈良井川上流域（檜川周辺）～

#### (2) 台地で発展した歴史文化

～奈良井川下流・田川上流域（宗賀・大門、塩尻東周辺）～

#### (3) 文人墨客に学んだ歴史文化

～奈良井川左岸段丘・小曾部川流域（洗馬周辺）～

#### (4) 人々が集う歴史文化

～田川下流域（広丘・吉田・高出周辺）～

#### (5) 起伏に富んだ地形が生んだ歴史文化

～高ボッチ高原・東山山麓域（片丘周辺）～

#### (6) 「地形」と「政治」の境界が育んだ歴史文化

～小野川流域（北小野周辺）～



# 【将来像】山と川、人とみちの交わりが育んだ多様な歴史文化を感じるまち 塩尻

## 課題

### 【保存に関する課題】

- ・これまで調査された文化財類型に偏りがあり、美術工芸品等の調査が十分ではない。
- ・未指定文化財の確実な保存のため、指定・登録を進める必要がある。
- ・老朽化した文化財について保存修理を行う必要がある。
- ・防火・耐震、防犯対策のために、必要な設備の設置や更新を行う必要がある。 等

### 【活用に関する課題】

- ・文化財関連施設同士のネットワークを強化して、充実した展示・公開や最新の調査成果の情報発信をしていく必要がある。
- ・地場産品に触れる拠点を整備し、地場産品に関する各種イベント企画・開催するとともに、地場産品をPRする必要がある。
- ・郷土学習による市民の郷土愛の醸成を図る必要がある。 等

### 【基盤整備の課題】

- ・文化財の継承について、地域のお祭り、木曾漆器の製作、ワイン醸造等の担い手を育成する体制を構築する必要がある。
- ・文化財の保存・活用促進のために、指定等文化財の所有者や団体、文化財を活用した地域づくり、ワインに関する取組みに対して補助金による支援を継続する必要がある。 等

## 基本方針

### 1 保存の基本方針

#### 大切な文化財を後世へ継承する

- 方針1-1【調査】  
塩尻の文化財の把握
- 方針1-2【管理】  
価値付けされた文化財の維持
- 方針1-3【防災・防犯】  
文化財の防災・防犯活動

### 2 活用の基本方針

#### 多様な文化財を生かし地域の活力とする

- 方針2-1【公開】  
価値付けされた文化財の公開と発信
- 方針2-2【産業】  
文化財を生かした産業の活性化
- 方針2-3【学習】  
文化財の学習による郷土愛の醸成

### 3 基盤整備の基本方針

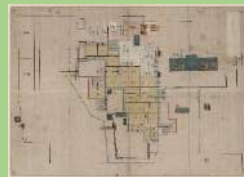
#### 多様な主体の連携による文化財の保存・活用

- 方針3-1【体制】  
保存・活用に係わる連携体制の構築と担い手の育成
- 方針3-2【支援】  
保存・活用の活動の支援

## 措置(例)

### 文化財把握調査の実施

無形民俗文化財や美術工芸品（古文書等）を主とした未指定文化財を把握するための調査を行う。



- 実施主体：市 / 協力：地域等、所有者
- 計画期間：R12～R14

### 観光資源としての活用

文化財を活用した観光ツアーやイベントを実施する。



- 実施主体：地域等 / 協力：市
- 実施期間：R5～R14

### 地域のお祭りの後継者育成

伝承者から後継者への催しもの等の指導を行い、育成を図る。



- 実施主体：地域等、所有者
- 実施期間：R5～R14

# 塩尻市の関連文化財群

## ○塩尻市の関連文化財群の設定の考え方

### ・本市の歴史文化の特徴を反映するもの

本市の歴史文化の特徴の魅力を分かりやすくストーリーとします。

### ・文化財指定にとられない多種多様なもの

地域の魅力を再認識し、継承していくために指定等文化財のみならず、それ以外の文化財も含めて構成します。

### ・歴史文化を生かしたまちづくりを促進させるもの

文化財を生かしたまちづくり活動などの促進につながる内容とします。

### ・郷土学習を促進させるもの

地域の将来を担う子どもたちの郷土愛を醸成するために、郷土学習を促進させる構成とします。

### ・市内観光の誘客向上につながるもの

観光客にアピールでき、市内観光の振興につながる内容とします。

## 塩尻市における関連文化財群のストーリー

### I 5千年におよぶムラ・平出

平出の地は豊かな自然環境のもと、縄文時代から現代に至る約5,000年にわたって人々が暮らしを営む場所であり続けています。

#### 構成要素 (例)



緑釉水瓶

平出遺跡

### II 今に息づく街道と宿場

塩尻を通る街道は宿場や文化の結節点として多くの歴史文化を育みました。時代の変化により当時の様相と変わってはいるものの、今でも歴史が息づいています。

#### 構成要素 (例)



郷原宿

馬頭観音

### III 守り受け継がれる多様な建築

塩尻の地には、宿場町に建ち並ぶ町家や農村部の民家、各地域に残る社寺仏閣など、地域や時代、性質が異なる様々な建造物が数多く残り、大切に守り受け継がれています。

#### 構成要素 (例)



嶋崎家住宅

手塚家住宅

### IV 地域が誇る伝統の「わざ」

木曾漆器や焼物等、地域が誇る伝統の「わざ」は、職人や愛好者らによって継承され、つくり出された製品からは、その技術の高さをうかがい知ることができます。

#### 構成要素 (例)



木曾堆朱塗座卓

伝統工芸技術

### V 塩尻に集う文人墨客

塩尻の地に足を止めた文人墨客らは、地元の知識人らと交流を深めました。このことが塩尻を文芸や学問の機運の盛んな地として成長させました。

#### 構成要素 (例)



塩尻短歌館

菅江真澄直筆資料

### VI 地域を束ねる祭り

各地域に鎮座する神社の祭りは、それぞれの地域の住民によって受け継がれ、地域の絆や結束を束ねる拠り所となっています。

#### 構成要素 (例)



鎮神社祭礼

小野神社  
ねんじり棒祭

### VII 塩尻に根付いた葡萄とワイン

明治期のブドウ栽培により始まったワイン醸造の歴史。今では塩尻のワインはその品質が高く評価され、「ワインのまち」として国内だけではなく世界にその名を広めています。

#### 構成要素 (例)



桔梗ヶ原ブドウ畑

ワインセラー

# 関連文化財群のストーリー（Ⅲ 守り受け継がれる多様な建築）

## ○ストーリー

本市には、町場の建造物の代表として近世の宿場町として建ち並ぶ町家や、農村部の庄屋や名主といった大規模な民家、さらにその地域の精神的な結節を担う社寺仏閣、明治以降、地方にも流入した近代建築など地域や時代、性質が異なる様々な建造物が残っています。

主な構成文化財

### ◆宿場町を中心に残る町家

奈良井宿：旧中村家住宅、手塚家住宅、原家住宅 費川宿：深澤家住宅  
塩尻宿：小野家住宅 本山宿：秋山家住宅、田中家住宅、小林家住宅  
木曾平沢：嶺山家住宅

### ◆農村の民家

小松家住宅、本棟造、嶋崎家住宅、堀内家住宅

### ◆名工が築いた社寺建築

小野神社本殿、北熊井諏訪社本殿、永福寺観音堂、伊夜彦社本殿

## ○課題

- ・建造物の保存修理、修景、維持管理が不可欠であり、継続していく必要がある。
- ・重伝建地区における空き家対策を講じる必要がある。
- ・公開している建造物等のさらなる充実をさせ、文化財関連施設での資料公開を図る必要がある等

## ○方針

- ・修理及び維持管理を適切に行い、文化財建造物の保存に努める。
- ・伝建地区の修理修景事業、空き家対策を継続的にを行い、歴史的風致を維持する。
- ・多様な文化財建造物の公開を行い、価値や魅力を広く知っていただく機会を提供する。
- ・産学官民連携による保存・活用に取り組む。
- ・文化財所有者等への保存・活用に必要な補助金交付や助言を行う。

## ○措置（例）

### 指定等文化財の保存修理

小松家住宅、古田屍記念館、塩尻短歌館等の有形文化財建造物の保存修理を行う。



- 実施主体：所有者 / 協力：市
- 計画期間：R5～R14

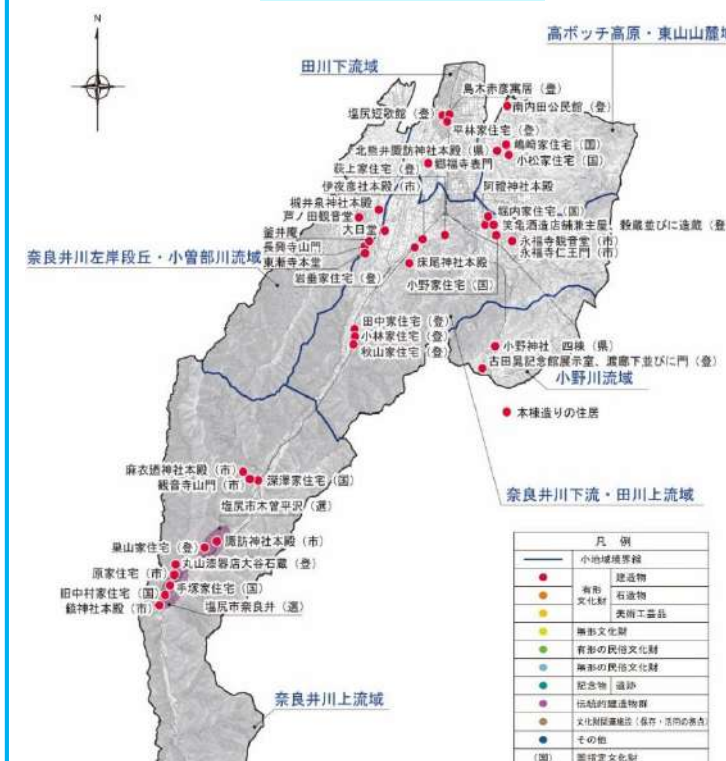
### 文化財の公開

小松家住宅や小野住宅等の文化財のさらなる公開を行う。また、文化財関連施設において、街道や宿場に対する企画展を実施、資料を公開する。



- 実施主体：所有者
- 計画期間：R5～R14

## 構成要素の分布



旧中村家住宅



堀内家住宅



永福寺仁王門



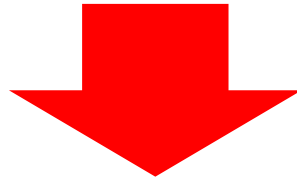
伊夜彦社



芦ノ田観音堂

# まとめ

- ・塩尻の多種多様な文化財は、指定・未指定問わず、塩尻の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた市民共通の貴重な財産。
- ・保存と活用の循環サイクルによって、文化財の価値を創出する。
- ・文化財を点ではなく面で捉え、広い視野での保存活用を考える。
- ・所有者だけでなく多様な主体が参画しての保存活用が必要。



- ・これからの文化財の保存活用には、地域の力が不可欠。地域の文化財を、地域の人と、地域の文脈でとらえ直し、地域で伝えていくことが大事。
- ・公民館活動は重要なカギの一つ。公民館活動によって、身近な文化財や歴史・文化を知り・学び・伝えていくことが、地域への愛着につながり、地域づくりのきっかけとなり、持続的な保存活用の体制の構築へとつながる。